

---

令和6年度札幌市自転車マナー推進啓発業務

<業務仕様書>

---

令和6年（2024年）

札幌市市民文化局地域振興部区政課

## 1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市市民文化局地域振興部区政課が「札幌市自転車マナー推進要綱」(以下「マナー推進要綱」という。)に基づき実施する「札幌市自転車マナー推進啓発業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(業務計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。

(打合せ等)

第4条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(環境負荷の低減)

第7条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第8条 業務完了後、迅速に完了届を提出すること。

## 2 実施期間及び実施時間

契約締結日から令和6年11月29日(金)

## 3 業務内容

### 1 準備

#### (1) 事前準備

業務に必要な人員及び物品等を確保し、業務の準備を行うこと。なお、ちらし、ティッシュ等の啓発品を使用する場合は、業務計画に基づき委託者が用意し、受託者に提供する。受領した啓発品は受託者が責任をもって管理すること。

- (2) 実施場所までの交通費等  
実施場所までの交通費等は受託者が負担すること。

## 2 「自転車マナー推進地区」におけるマナー推進啓発

### (1) 実施内容

札幌市がマナー推進要綱に定める「自転車マナー推進地区」に啓発員を配置し、自転車利用者を中心とする通行人に対し、呼びかけや啓発物の掲揚等により、自転車ルールの順守、マナーへの配慮を呼びかける。

啓発を行うことのできる時間帯は、原則として7時～20時（日没）までとし、平日16時00分～19時00分、土日祝日14時00分～18時00分の時間帯を標準とする。

### (2) 業務量

本啓発について、実施期間中に啓発員が行う業務量は、合計で120人時（1人時は啓発員1人が1時間従事する作業量を指す。以下同様。）を満たすものとする。

### (3) 啓発員

市街地における自転車の主な利用者である若者が啓発を行うことで、啓発の効果を高めることができると考えられることから、啓発員は原則として30歳代以下の者で構成すること。

## 3 「自転車押し歩き地区」における自転車押し歩き推進啓発

### (1) 実施内容

札幌市がマナー推進要綱において定める「自転車押し歩き地区」に啓発員を配置し、自転車利用者を中心とする通行人に対し、呼びかけや啓発物の掲揚等により、歩道上における自転車押し歩きを呼びかける。

また、当該地区において、押し歩きへの協力人数など、委託者が指定する項目について人数・台数のカウントを行う。

啓発及びカウントを行うことのできる時間帯は、原則として7時～20時（日没）までとし、平日16時00分～19時00分、土日祝日14時00分～18時00分の時間帯を標準とする。原則として自転車押し歩き啓発の実施時間以外に実施することとし、1回につき2時間を標準とする。データの比較を行うため、毎月1回以上、期間中合計10回以上行うこととする。

なお、使用するカウンターは委託者より貸与する。

### (2) 業務量

当該啓発について、実施期間中に啓発員が行う業務量は、合計で300人時以上を満たすものとする。

また、人数・台数のカウントの業務量は、合計で48人時以上を満たすものとする。

### (3) 啓発員

市街地における自転車の主な利用者である若者が行うことで、啓発の効果を高めることができると考えられることから、啓発員は原則として30歳代以下の者で構成することとする。

## 4 啓発員の保険加入について

上記2及び3の啓発及びカウント業務に従事する啓発員は、第三者に対し損害（対物・対人）を与えた場合に十分に賠償できる範囲の保険に加入することとし、受託者は啓発員が保険に加入したことを証明する書類の写しを委託者に提出すること。

5 商店街団体など地域関係者との連絡調整等

対象区域における商店街団体等の地域関係者と意見交換等を行い、地域の意見を踏まえた啓発となるよう努めること。

**4 提出物**

下記について提出すること。内容については委託者と協議する。

- 1 業務実施計画書
- 2 啓発員の保険加入を証明する書類の写し
- 3 業務実施報告書
- 4 人数・台数カウント データ解析結果

**5 担当**

札幌市市民文化局地域振興部区政課（交通安全担当）小早川、藤田  
（札幌市役所13階南側） TEL011-211-2252